C_{16} ＝ 0.018
C_{17} ＝ 0.016
C_{18} ＝ 0.016
C_{19} ＝ 0.016
C_{20} ＝ 0.01587

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{14} ＝ 0.028
E_{15} ＝ 0.031
E_{16} ＝ 0.031
E_{17} ＝ 0.027
E_{18} ＝ 0.027
E_{19} ＝ 0.026
E_{20} ＝ 0.02645

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
G_{20} ＝ 0.01587
G_{21} ＝ 0.01682
G_{22} ＝ 0.01687

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大

E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01590

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_{13} ＝ 0.018

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
I_{13} ＝ 0.051
I_{14} ＝ 0.026
I_{15} ＝ 0.031
I_{16} ＝ 0.031
I_{17} ＝ 0.027
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02651

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
K_{20} ＝ 0.01590
K_{21} ＝ 0.01684
K_{22} ＝ 0.01689

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大